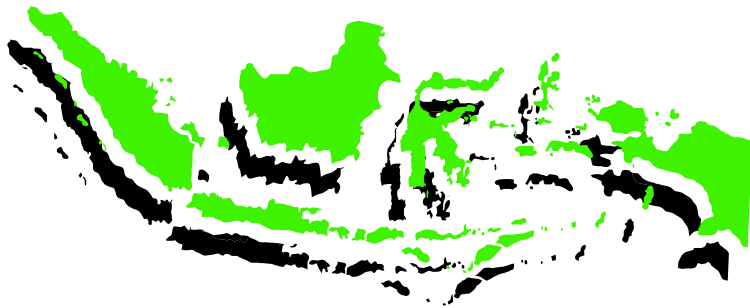


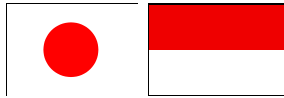


# まるわかり保税工場に関する法令





# 自己紹介



- 1975/4～1998/6 ヤマハ(株)入社 インドネシア工場立上支援部門配属
- 1998/6～1987/3 インドネシア工場生産課長 電子鍵盤楽器の組立生産
- 1987/3～1995/7 インドネシア工場長 電子楽器、ピアノ、ギターの輸出拠点化
- 1995/8～2005/3 帰国、インドネシアを普及品の生産拠点化するプロジェクト
- 2005/3～現在 ヤマハ退職、インドネシア進出サポートコンサルタントとして独立  
インドネシア語翻訳・通訳

静岡大学客員教授、専修大学客員講師

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)専門家

独立行政法人 中小企業基盤整備機構アドバイザー

一般社団法人海外事業支援センター(OBAC)アドバイザー

一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)講師

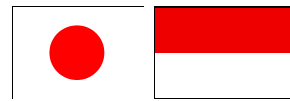
一般社団法人日本インドネシアビジネス協会(ABJI)理事

これまでのインドネシア進出支援企業数は約100社

インドネシアとの  
関わりも47  
年になりました



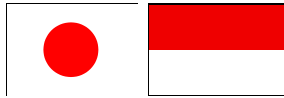
# セミナー要旨



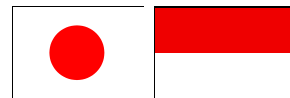
- インドネシアには輸出を促進するための便宜措置として、輸出品の加工に必要な原材料を輸入する際の租税公課を免除する制度があります。
- それぞれにメリット・デメリットがあるため、自社の事業形態に最適な制度を正しく見極めることから始めなくてはなりません。
- そして選択した制度についての正しい理解の基にその運営に当たることが求められます。
- このセミナーでは最も一般的な保税工場に関する法令について詳しく解説します。



# 目次



- I. 保税制度の種類と特徴
  1. 保税制度のイメージ
  2. 保税加工区
  3. 保税工場
  4. 保税物流センター
  
- II. 保税工場に関する法令
  1. 全般規定
  2. 運営および事業
  3. 保税区の設立
  4. 義務および禁止事項
  5. 搬入、搬出ならびに租税公課と税務
  6. 暫定搬出および外注加工
  7. 物品の廃却および破壊
  8. 税関申告
  9. 輸出品の倉庫保管および集約
  10. 許可の凍結および取り消し
  11. 指導
  12. 監視および評価
  13. セルフサービス
  14. その他の規定
  15. 変更規定

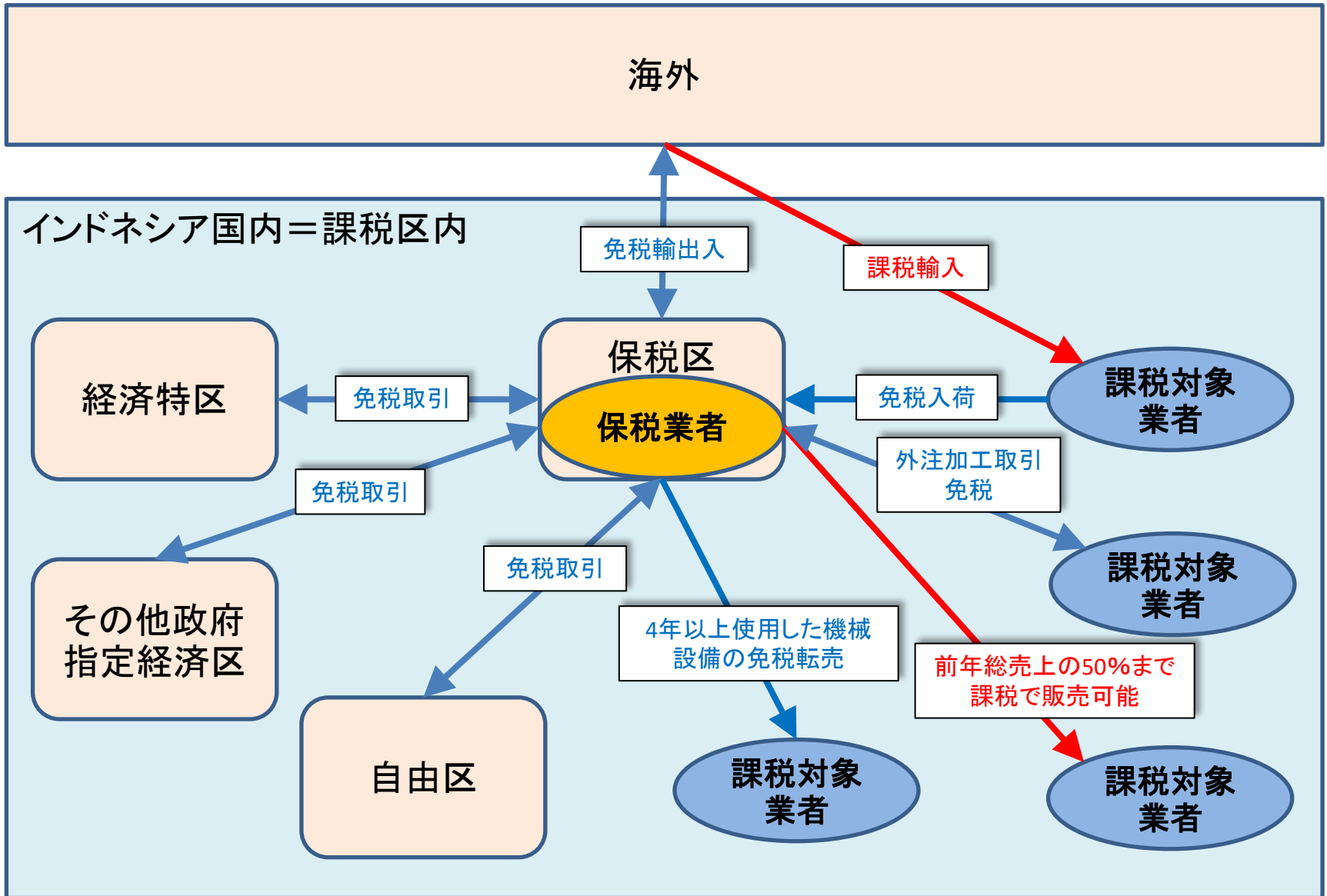
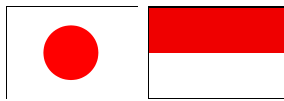


1. 保税制度のイメージ
2. 保税加工区
3. 保税工場
4. 保税物流センター

# I. 保税制度の種類と特徴

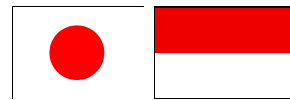


# I.-1 保稅制度の概略イメージ





# 1.-2 保税加工区



- 保税制度についての法令では、保税制度を利用する者は以下の三種類に定義されるが、保税加工区は①の保税区運営者が管理するものを言う。

- ① 保税区運営者
- ② 保税事業者
- ③ 保税区運営者兼保税事業者

- インドネシアにおける代表的な保税加工区(工業団地全体が保税区)

- ① Kawasan Berikat Nusantara (KBN, Jakarta)
- ② Tanjung Emas Export Processing Zone (TEPZ, Semarang)
- ③ Kawasan Berikat Tanjung Perak (Surabaya)
- ④ Batam

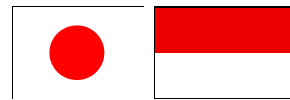
- 課税免除対象

- ① 輸入税
- ② 輸入時付加価値税
- ③ 輸入時奢侈品税
- ④ 輸入時前払法人税





# 1.-3 保稅工場

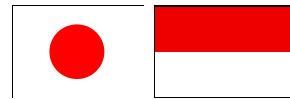


- 自社の工場建屋を含む敷地全体または建屋の一部を保稅区として運営する。
- 課稅区(普通のインドネシア国内)と明確に分離するため、以下のことが義務付けられる。
  - ① 既定の高さと仕様を満たすヘンスとゲートの設置
  - ② 既定の仕様を満たす稅関職員詰所と事務機器の配備
  - ③ 保稅区に関する法令の遵守(後述)
- インドネシアで輸入材を加工したものを再輸出する多くの企業はこの制度を活用している。
- 課稅免除対象
  - ① 輸入稅
  - ② 輸入時付加価値稅
  - ③ 輸入時奢侈品稅
  - ④ 輸入時前払法人稅

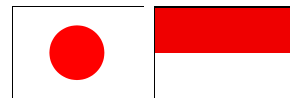




# 1.-4 保税物流センター(PLB)



- アセアン域内の物流ハブを目的として作られた制度。
- 従来の保税倉庫との違い(JETRO通商弘報から)
  - ① 輸入品については、PLBへの搬入から搬出時まで輸入に関する諸税を支払わずに蔵置できる
  - ② PLBの施設管理を行う事業者が、PLBの全部あるいは一部をインドネシア国内の輸出入者やインドネシア非居住の製品サプライヤーなど第三者に貸与できる
  - ③ PLB内で梱包・品質管理・送り先ごとの仕分けなどの簡易作業ができる
  - ④ 3年の蔵置期間があること
  - ⑤ 輸入の際の関税評価はPLBからの搬出時点を基準とする
  - ⑥ PLB搬入時に使用した原産地証明書をPLBからの搬出の都度、繰り返し使用できる
  - ⑦ 施設内の税関職員の常駐がなくなる
- PLBはEC活性化を目的に以下のカテゴリで設立出来る。
  - ① 大規模工業活動支援PLB
  - ② 中規模工業活動支援PLB
  - ③ 航空カーゴハブ活動支援PLB
  - ④ E-Commerce活動支援PLB
  - ⑤ 完成品PLB
  - ⑥ 必需品PLB
  - ⑦ フローティングストレージPLB
  - ⑧ コモディティ品輸出PLB



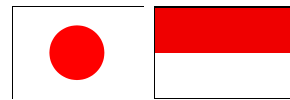
1. 全般規定
2. 運営および事業
3. 保税区の設立
4. 義務および禁止事項
5. 搬入、搬出ならびに租税公課と税務
6. 暫定搬出および外注加工
7. 物品の廃却および破壊
8. 税関申告
9. 輸出品の倉庫保管および集約
10. 許可の凍結および取り消し
11. 指導
12. 監視および評価
13. セルフサービス
14. その他の規定
15. 変更規定

## II. 保税工場に関する法令

保税区に関するインドネシア共和国財務大臣法令2018年第131号  
ならびにその修正法2021年第65号からの要点抜粋



## II.-1 全般規定



### 第1条3項

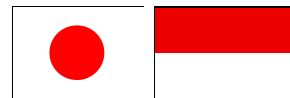
保税集積場所とは輸入税の保留を受けるための建屋、敷地、あるいは区域を言う。

### 第1条8項

保税活動とは原材料や補助材料を使って付加価値を生み出すこと、そして植物や動物の養殖を言う。



## II.-2 運営および事業



### 第4条(1)項

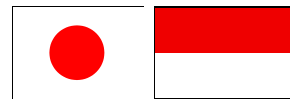
保税区は工業団地、あるいは区画整備計画に沿った養殖区になくてはならない。

### 第4条(2)項

養殖区に設置される保税区は最低でも10,000m<sup>2</sup>がなくてはならない。



## II.-3 保税区の設立 1/3



### 第5条b項

他の区域と明確に分離するための、天然あるいは人口の隔離塀を設けなくてはならない。

### 第8条(2)項

保税事業者には以下のことが求められる：

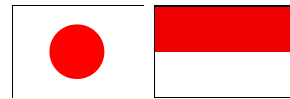
- a. 既に事業基本番号NIBを取得していること。
- b. 製造事業許可を取得していること。
- c. 有効な納税義務者としての確認証を取得していること。
- d. 区画整備計画に沿った土地あるいは建屋所有の証書を取得していること。
- e. 以下の保税事業者としての条件を満たしていること：
  1. 課税対象事業者として既に認証され、昨年度の確定申告書を提出済であること。
  2. 保税事業者兼運営者の場合は、保税区運営者からの推薦状を得ていること。

### 第8条(3)項

以上の申請は税関職員の詰所ならびに機材を含む、工場建屋が完成する前、あるいは後に行うことが出来る。



## II.-3 保税区の設立 2/3



### 第9条(1)項

保税区の申請はOnline Single Submission (OSS) systemと統合されたNational Single Windowのポータルサイトを通じて行うことができる。

### 第9条(3)項

上記の申請はコンピューターサービスシステムを通じて、工場立地あるいは事業活動の管轄地域の税関所長に伝わり、以下の手続きが行われる:

- a. 書類および場所の検査
- b. 検査議事録の発行

### 第9条(6)項

保税區を申請した会社は管轄の税関所長に対してビジネスプロセスの説明しなくてはならない。

### 第9条(7)項

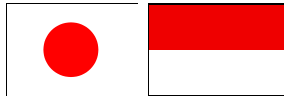
上記の説明は会社の役員がしなくてはならない。

### 第9条(8)項

その説明は検査議事録が発行された翌日あるいはその3日以内に行われなくてはならない。



## II.-3 保税区の設立 3/3



### 第9条(9)項

管轄する税関所長は以下の結果を提示する。

- a. 財務大臣の名義での保税区許可決定書
- b. 保税区許可却下決定書とその理由

### 第9条(10)項

許可あるいは却下決定書はビジネスプロセス説明後の1時間以内に提示される。

### 第10条(3)項

以下の規定に従い、管轄の税関所長は財務大臣の名義で、原材料あるいは完成品の集積場所としての、1カ所以上の保税区の追加を許可することが出来る。

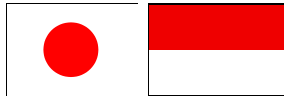
- a. 他の区域と明確に分離するための、天然あるいは人口の隔離塀を設けている。
- b. 保税区に関する規定を実行している。

### 第13条(1)項

保税事業者は文書あるいはオンラインで、管轄の税関所長に対して、操業開始時の原材料、補助材料、固定資産、事務所機器、ならびに仕掛品の残高を添付した、操業開始準備ならびに操業開始計画を報告しなくてはならない。



## II.-4 義務および禁止事項

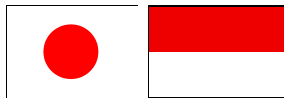


### 第15条

保税事業者は以下の義務を有する。

- a. 明瞭に見える場所に保税事業者としての会社名を掲載すること。
- b. 税関事務所が利用するオンラインシステムでデータを交換するためのインフラや機材を整備すること。
- c. 会計システムのサブシステムとして、物品の出し入れを管理出来るようにし、税関総局並びに国税総局がアクセス可能で、税務調査に必要な報告書が提供出来ること。
- d. 物品の出し入れを監視カメラで記録し、税関総局並びに国税総局がリアルタイムで直接アクセス可能で映像の記録を保管出来ること。
- g. 事業に関する記録データをその事業所において10年間保存すること。
- h. 他の保税区からの物品の出し入れや移動はインドネシアにおける会計原則に基づいて記帳すること。
- j. 年度会計報告書を管轄の税関事務所に提出すること。
- k. 少なくとも物理的な設備の価値、投資の価値、全労働力、売上総額からなる保税の便宜供与による経済的影響を最低でも年1回、税関所長に報告すること。





### 第20条(1)項

課税域外から保税区に納入される物品は：

- a. 輸入税が保留され、
- b. 租税が免除され、
- c. 輸入段階税が徴収されない。

### 第20条(2)項

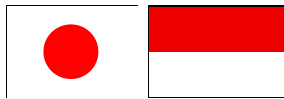
課税域外である保税集積場所、自由区、経済特区、あるいは政府により特定された経済区域から納入された物品は：

- a. 輸入税が保留され、
- b. 租税が免除され、
- c. 輸入段階税が徴収されず、
- d. 付加価値税あるいは奢侈品税が徴収されない。

### 第20条(3)項

上記の物品には以下の物が含まれる：

- a. 原材料、補助材料、梱包材および梱包器具、見本、固定資産、燃料、事務機器、研究開発に必要な物、
- b. 製造物と組み合わされる完成品あるいは半製品、
- c. 仮出荷の後に戻された物、
- d. 返却された製品、
- e. 他の保税区での製品。



### 第20条(3a)項

(1)項および(2)項で述べられた便宜を得られる物品には、輸出されるまでの間の、加工あるいは組立の後に輸出される対象国の課税対象となる、原材料、補助材料、梱包材および梱包器具が含まれる。

### 第20条(3b)項

保税区から動かない(3a)項で述べられた物品は、保税区間の移動や仮出荷のプロセス目的を除く、保税区から出荷されない物を言う。

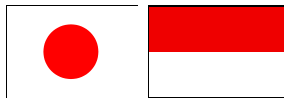
### 第20条(4)項

課税物品の移譲ではない保税区への物品の納入に対しては付加価値税ならびに奢侈品税は課税されず、税金請求書も作成されない。

### 第20条(5)項

第(3)項に述べられた物品には：

- a. 保税区で消費される物品ならびに、
- b. 製造活動に関係する物品は含まれない。



### 第21条(1)項

課税域内の以下の場所から保税区に納入される物品は、租税が免除され、付加価値税ならびに奢侈品税が徴税されない。

- a. 課税域内の他の場所、
- b. 他の保税集積場所、
- c. 自由区、
- d. 経済特別区、
- e. 政府が特定するその他の経済区。

### 第21条(2)項

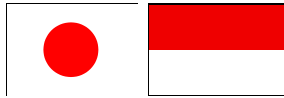
(1)項で述べられた納入品が以下の場合は付加価値税ならびに奢侈品税は課税されず、税金請求書は発行されない。

- a. 課税対象者からでない場合、
- b. 課税対象譲渡品で無い場合。

### 第21条(3)項

(1)項で述べられた物品には以下が含まれる。

- a. 原材料、補助材料、梱包材および梱包器具、見本、固定資産、燃料、事務機器、研究開発に必要な物、
- b. 製造物と組み合わされる完成品あるいは半製品、
- c. 仮出荷の後に戻された物、
- d. 返却された製品、
- e. 他の保税区での製品。



### 第21条(3a)項

(1)項および(2)項で述べられた便宜を得られる物品には、輸出されるまでの間の、加工あるいは組立の後に輸出される対象国の課税対象となる、原材料、補助材料、梱包材および梱包器具が含まれる。

### 第21条(3b)項

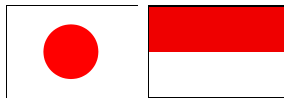
保税區から動かない(3a)項で述べられた物品は、保税區間の移動や仮出荷のプロセス目的を除く、保税區から出荷されない物を言う。

### 第21条(4)項

- (1)項で述べられた物品は：
- a. 保税區で消費される物ではなく、
  - b. 製造活動に関係する物でもない。

### 第21条(5)項

- (1)項で述べられた保税區に納入される物品に対して、課税物品を譲渡する課税対象業者は：
- a. 事前に保税業者が納入に同意したことを証明する書類を添えた税金請求書を作成する義務があり、
  - b. 一括した税金請求書を利用することは不可能で、
  - c. 税務分野での法規制に従って、保税區に納入される物品に関する帳簿や記録を事業所内において適切に保管維持すること。



### 第21条(6)項

(5)項bで述べられた税金請求書には、保税集積場に対する政府の規定により、付加価値税ならびに奢侈品税を徴税しない旨の注釈を付けなくてはならない。

### 第21条(7)項

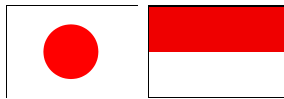
(1)項で述べられた、納入品から付加価値税ならびに奢侈品税を徴税しない規定は、全ての保税業者で徹底されなくてはならない。

### 第21条(8)項

(1)項で述べられた、納入品から付加価値税ならびに奢侈品税を徴税しないことは、保税業者により、税務分野の法規定に従って行われなくてはならない。

### 第21条(9)項

(7)項ならびに第(8)項で規定されたことが徹底されない場合、不当に徴収された付加価値税ならびに奢侈品税は、貸方へ計上することは出来ない。



## 第23条(1)項

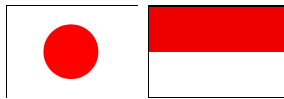
保税區からの物品は以下のところに出荷出来る:

- a. 課税区外、
- b. 他の保税集積場所、
- c. 自由区、
- d. 課税区内の他の場所
- e. 経済特別区、
- f. 政府により特定されたその他経済区。

## 第23条(2)項

(1)項で述べられた出荷品には以下の物が含まれる:

- a. 原材料ならびにその端材、
- b. 補助材料ならびにその端材、
- c. 梱包材ならびに梱包器具、
- d. 完成品ならびに半完成品、
- e. 見本品、
- f. 固定資産、
- g. 事務機器、
- h. 企業の研究開発物品ならびにその成果物、
- i. 加工工程での端材、
- j. 梱包の端材ならびに廃材。



### 第24条(1)項

課税区外からの第23条(2)項に述べられた物品が課税区内の他の場所に輸入目的で出荷された場合、保税業者は第20条(1)項ならびに(2)項で述べられた納入品に対する便宜措置で免除された、輸入税、租税、輸入段階税、付加価値税ならびに奢侈品税を支払う義務がある。

### 第24条(1a)項

加工品ならびに組立品を含む第20条(3a)項で述べられた海外で課税対象となる物品が課税区内の他の場所に出荷された場合、保税業者は第20条(1)項ならびに(2)項で述べられた納入品に対する便宜措置で免除された、輸入税、租税、輸入段階税、付加価値税ならびに奢侈品税を支払う義務がある。

### 第24条(1b)項

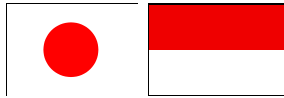
(1)項ならびに(1a)項で述べられた輸入段階税、付加価値税ならびに奢侈品税は物品出荷の際に課税される。

### 第24条(1c)項

(1)項ならびに(1a)項で述べられた輸入税、租税、輸入段階税、付加価値税ならびに奢侈品税は、関税物品出荷通知書登録の前に支払われなくてはならない。

### 第24条(1d)項

(1)項ならびに(1a)項で述べられた輸入段階税、付加価値税ならびに奢侈品税が(1b)で述べられた課税の後に支払われた場合、保税強者は法規定に基づき納税遅延の罰則が科せられる。



### 第24条(4)項

(1)項で述べられた様に、保税區から課税区内の他の場所に輸入目的で物品を譲渡する場合、保税業者は税金請求書を作成し、付加価値税ならびに奢侈品税を徴収しなくてはならない。

### 第24条(4a)項

(4)項で述べられた保税區から課税区内の他の場所への物品の譲渡には、保税區から出荷される際に付加価値税ならびに奢侈品税が課税される。

### 第24条(4b)項

加工品ならびに組立品を含む第20条(3a)項で述べられた物品の海外での課税対象から課税区内の人間に出荷されるものに対しては、出荷される際に付加価値税ならびに奢侈品税が課税される。

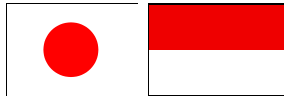
### 第24条(4c)項

(4b)項で述べられた付加価値税ならびに奢侈品税は、納税申告書により物品出荷関税報告書登録の前に、物品を受け取った人間により徴収され国庫に納付されなくてはならない。

### 第24条(4d)項

(4c)項で述べられた既に納付された税関通知書添付の納税申告書は貸方に計上出来る。





### 第24条(7)項

第23条(2)項jで述べられた様に、梱包材の端材および廃棄物として、保税区から課税区内の他の場所に搬出された物品の場合、保税業者は(1)項で述べられた輸入税、租税、ならびに輸入段階税の支払義務の例外とされる。

### 第25条(1)項

課税区内からの第23条(2)項に述べられた物品が課税区内の他の場所に課税物品として出荷された場合、保税業者は納入時に徴収されなかった、付加価値税ならびに奢侈品税を支払う義務がある。

### 第25条(1a)項

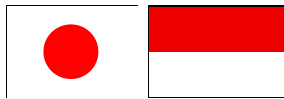
加工並びに組立を含む第21条(3a)に述べられた海外での課税対象の物品の場合、その物品を出荷する保税業者は第21条(1)項で述べられた、入荷のさいに免除された輸入税、租税、輸入段階税、ならびに付加価値税ならびに奢侈品税を納付する義務がある。

### 第25条(1b)項

(1)項で述べられた付加価値税ならびに奢侈品税の納付義務は、保税区からの出荷の際に生じる。

### 第25条(1c)項

(1b)項で述べられた付加価値税ならびに奢侈品税は、納入の際に課税される。



### 第25条(1d)項

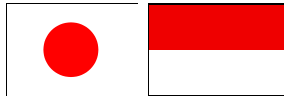
- a. (1)項で述べられた付加価値税ならびに奢侈品税の納付が(1b)項で述べられた課税の後に行われた場合、
- b. (1a)項で述べられた付加価値税ならびに奢侈品税の納付が(1c)項で述べられた課税の後に行われた場合、  
保税業者は法令の規定に則り納付遅滞の罰則が科される。

### 第26条(1)項

第23条(2)項aに述べられた原材料およびその端材、ならびに第23条(2)項bに述べられた補助材およびその端材の保税区から課税区内の他の場所への搬出は、保税事業者からの税関所長への申請が認可された後に行うことができる。

### 第26条(2)項

税関所長は(1)項で述べられた申請に対して、遅くとも2日以内に許可あるいは却下を提示する。



### 第29A条

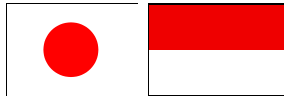
第25条(1)項で述べられた保税區から課税区内の他の場所に出荷される物品に対する租税および付加価値税ならびに奢侈品税の課税額の計算根拠は以下の通りである:

- a. 租税は租税分野の法令による規定に基づき計算され、
- b. 付加価値税ならびに奢侈品税は物品が保税區から課税区内の他の場所に出荷される際の売価ならびに税率に基づき計算される。

### 第29B条

第24条(1a)項および第25条(1a)項で述べられた保税區から課税区内の他の場所に出荷される海外での課税対象物品に対する輸入税、租税、輸入段階税、および付加価値税ならびに奢侈品税の課税額の計算根拠は以下の通りである:

- a. 輸入税は以下に基づき計算される:
  1. 保税區から課税区内の他の場所に出荷される際の売価に合致する関税評価額、
  2. 保税區から課税区内の他の場所に出荷される物品の分類、
  3. 輸入関税申告登録の際の課税額。
- b. 租税は租税分野の法令による規定に基づき計算される:
- c. 輸入段階税は保税區から課税区内の他の場所に出荷される際の売価ならびに税率に基づき計算される:
- d. 付加価値税ならびに奢侈品税は保税區から課税区内の他の場所に出荷される際の売価ならびに税率に基づき計算される。



### 第29C条(1)項

第23条(2)項で述べられた保税区から課税区内の他の場所への物品の出荷が、一つの付加価値税課税場所(本社)において付加価値税ならびに奢侈品税を一括して払う義務を持つ保税事業により行われる場合、保税業者は徴税されなかった輸入税、租税、付加価値税ならびに奢侈品税を納付する義務がある。

### 第29C条(2)項

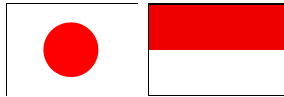
(1)項で述べられた物品の出荷は本社から支社、支社から本社、そして支社間の出荷を含む。

### 第29C条(3)項

(1)項で述べられた物品の出荷には、海外での課税対象から課税区内の他の場所の人間への、第20条(3a)項および第21条(3a)項で述べられた物品ならびに加工品や組立品は含まれない。

### 第29C条(4)項

(1)項で述べられた輸入税、租税、輸入段階税、および付加価値税ならびに奢侈品税の納付義務は物品の出荷の際に発生する。



### 第30条(1)項

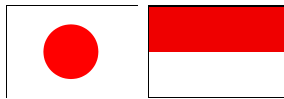
まだ輸入税、租税、輸入段階税を支払っていない輸入された固定資産で保税区内での使用期間が4年を超えたものは、保税区内から課税区内の他の場所に搬出された場合でも輸入税、租税、輸入段階税の支払義務を免除される。

### 第30条(1a)項

課税区内の他の場所からの固定資産の搬出に対し、固定資産が保税区内に納入された4年以上の場合は、第25条(1)項で述べられた納入の際に納付されなかった付加価値税ならびに奢侈品税は納税義務から除外される。

### 第30条(3)項

(2)項で述べられた課税区内の他の場所に搬出された固定資産の場合、その固定資産が保税区内に納入されて4年以上、あるいは輸入されてから5年以上経っている場合は、保税業者は既に課税されている輸入税の納付義務を免除される。



### 第31条(1)項

課税区内の他の場所への製品の出荷は、前年の輸出実績、他の保税区への売上実績、自由区への売上実績、ならびに政府により特定された他の経済区への売上実績の総額の最高50%まで行われる。

### 第31条(2)項

課税区内の他の場所への製品の出荷は、工業分野の機関からの推薦状を検討した上で、税関所長からの合意書を取得した場合、前年の輸出実績、他の保税区への売上実績、自由区への売上実績、ならびに政府により指定された他の経済区への売上実績の総額の最高50%を超えて行われる。

### 第31条(3)項

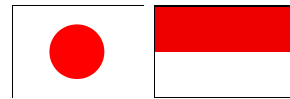
保税業者が(1)項で述べられた製品出荷の限度についての規定を超えた場合、保税業者に対して翌年度の課税区内の他の場所への出荷割合を削減する。

### 第31条(4)項

翌年度の課税区内の他の場所への出荷割合を削減されているにもかかわらず、保税事業者がその限度を超えて出荷した場合、その保税事業者の保税認可は最低でも3ヶ月間凍結される。



## II.-6 暫定搬出および外注加工 1/2



### 第32条(1)項

保稅業者は以下のところに物品あるいは材料を暫定的に搬出することが出来る:

- a. 課税区外、
- b. 他の保稅集積場所、
- c. 保稅区、
- d. 課税区内の他の場所、
- e. 特別經濟区、
- f. 政府に指定された經濟区。

### 第32条(2)項

(1)項で述べられた暫定搬出は以下の段階で行われる:

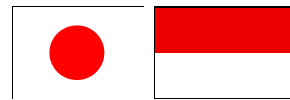
- a. 外注加工、
- b. 改修・修理、
- c. 製造に必要な固定資産の借用、
- d. 製造品質検査あるいは向上、
- e. 繰り返し使われる梱包の利用、
- f. 展示会、
- g. 税関所長の合意を得たその他の目的。

### 第33条(2)項

外注加工の目的で他の保稅区に暫定搬出されたものは、外注加工を受託した保稅区の保稅事業者から直接輸出することが出来る。



## II.-6 暫定搬出および外注加工 2/2



### 第35条

第32条(2)項aで述べられた、課税区内のその他の場所への暫定搬出には以下の規定が該当する:

- a. 外注加工契約に基づき行われる、
- e. 保税業者は外注受託者に固定資産を貸し出すことができる。

### 第36条

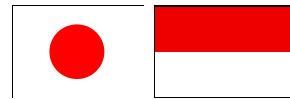
保税業者は税関所長の合意を得た上で、課税区内の他の場所にある事業者から以下の業務を受注することができる:

- a. 外注加工、
- b. 改修・修理、
- c. その他業務。





## II.-7 物品の廃却および破壊



### 第37条(1)項

保税業者は税関所長の合意を得た後に、性質ならびに形状が廃棄出来る理由で、保税  
区にある物品を廃棄することが出来る。

### 第37条(2)項

(1)項で述べられた廃棄は、税関総局職員立ち合いの下に、保税区内あるいは保税区外  
のどちらかで行うことが出来る。

### 第37条(3)項

(1)項で述べられた廃棄については、議事録を作らなくてはならない。

### 第38条(1)項

保税業者は税関所長の合意を得た後に、性質ならびに形状が廃棄出来ない理由で、保  
税区にある物品を破壊することが出来る。

### 第38条(2)項

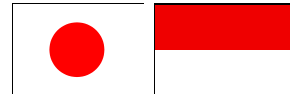
(1)項で述べられた破壊は、税関総局職員立ち合いの下に行われ、議事録が作られる。

### 第38条(3)項

破壊は切断等の方法で、永久的に利用出来ないか機能しないように行われる。



## II.-8 税関申告



### 第39条(1)項

第20条(3)項および第21条(3)項で述べられた保税区への物品の搬入、ならびに第23条(2)項で述べられた保税区からの搬出は、税関申告書を使って行われる。

### 第39条(7)項

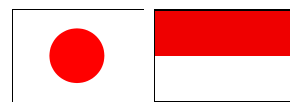
保税集積場所において輸入申告書よりも開梱された輸入品の数が少なく、その間違いが保税業者の能力外であることが証明出来ない場合、保税事業者は開梱時において不足分の輸入税を支払う義務があり、法令に基づく規定により罰則が科せられる。

### 第39条(8)項

保税集積場所において輸入申告書よりも開梱された輸入品の数が多く、その間違いが保税業者の能力外であることが証明出来ない場合、保税事業者は法令に基づく規定により罰則が科せられる。



# II.-9 輸出品の倉庫保管および集約



## 第40条(1)項

保税区運営地域内においては、保税倉庫あるいは保税物流センターの形での倉庫事業を行うことが出来る。

## 第40条(2)項

(1)項で述べられた保税倉庫あるいは保税物流センターの設立手続きは、保税倉庫あるいは保税物流センターについての法令に基づく規定に従って行われる。

## 第41条(1)項

輸出目的の物品は、税関総局の職員の監視の下で、他の保税区からの物品と集約することが出来る。

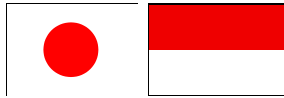
## 第41条(2)項

(1)項で述べられた集約は以下のような保税事業者が行うことが出来る：

- a. 輸出物品を自身で集約する、
- b. 同類の管理、法人、活動分野、そして製品を有する、
- c. 同一の保税区運営の下で、保税事業の合意書を証拠として、同じ活動分野ならびに製品を有する。



## II.-10 許可の凍結および取り消し 1/2



### 第42条(1)項

保税事業者としての認可は以下のような事態に際し、税関所長の権限により凍結される：

- a. 以下のような初期証拠に基づき認可に違反する活動をした場合：
  1. 生産に不適合な原材料を搬入する、
  2. 保税区の認可とは関係のない物品を搬入する、
- b. 保税事業者としての能力に欠けることを示す。

### 第44条(1)項

第42条(1)項で述べられた認可の凍結は、税関総局の調査ならびに監査結果により認可の取り消しになることもある。

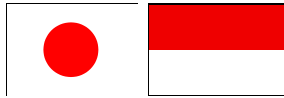
### 第45条(1)項

以下の場合、保税区としての場所の決定は、税関総局の調査ならびに監査結果により認可の取り消しになることもある。

- a. 12カ月連続して活動していない、
- b. 有効でない事業許可を使用している、
- c. 密輸が摘発される、
- d. 保税区の施設を不正使用する、税関管轄内で犯罪を行うなど、不誠実な対応を取る、
- e. 期限付きのチェックリストの条件を満たさない、
- f. 取り消しを申請する。



## II.-10 許可の凍結および取り消し 2/2

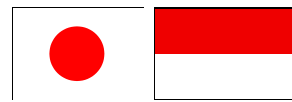


### 第45条(3)項

(2)項で述べられた認可の取り消しが行われた場合、保税事業者は、保税区から課税区内の他の場所に搬出されたものに対する監査結果や課税分を含む、全ての輸入税、租税、輸入段階税の課税分を、取り消し決定の30日以内に納付する義務がある。



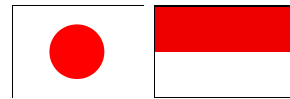
## II.-11 指導



特に無し。



## II.-12 監視および評価 1/2



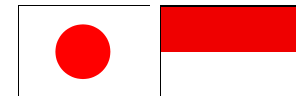
### 第48条(6)項

(5)項で述べられた調査結果が数量不足で:

- a. 第16条(4)項で述べられた意図的でない破棄によるものでない場合:
  1. 輸入税、租税、輸入段階税は徴税せず、
  2. 搬入と搬出を管理するために電子データ上の記録を合わせる。
- b. 怠慢ではなく、意図的ではなく、税関域内での犯罪でもない理由による数量不足は保税業者の責任で以下のように対処出来る:
  1. 罰金などの行政処分無しで、輸入税、租税、輸入段階税を請求される、
  2. 搬入と搬出を管理するために電子データ上の記録を合わせる。
- c. 怠慢、意図的、税関域内での犯罪の理由による数量不足は保税業者の責任で対処することは出来ず、以下のように処分される:
  1. 輸入税および輸入段階税が課税され、法令に基づく規定により罰金を伴う行政処分を受け、
  2. 租税対象の物品については租税が課税され。法令に基づく規定により罰金を伴う行政処分を受け、
  3. 搬入と搬出を管理するために電子データ上の記録を合わせる。
- d. 意図的で税関域内での犯罪が理由の場合、法令に基づく規定により更なる処分がある。



## II.-12 監視および評価 2/2



### 第48条(7)項

(5)項で述べられた調査結果が数量過剰で:

- a. 怠慢ではなく、意図的ではなく、税関域内での犯罪でもない理由による数量過剰は保税業者の責任で、搬入と搬出を管理するために電子データ上の記録を合わせる。
- b. 意図的で税関域内での犯罪が理由の場合、法令に基づく規定により更なる処分がある。

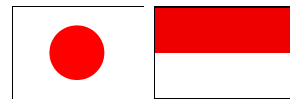
### 第49条(4)項

保税区において責任を持つ人間が、税関管轄区内で犯罪を行ったと証明され、その人間が外国人の場合は、税関総局は法令に基づく規定により更なる処分のため、入国管理部門の関係機関に通告する。





## II.-13 セルフサービス



### 第50条(1)項

税関所長は保税区での活動をセルフサービスで行える保税業者を特定出来る。

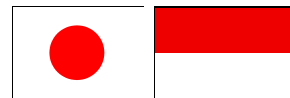
### 第50条(4)項

(1)項で述べられたセルフサービスは以下の事を含む：

- a. 保証印の貼り付けならびに取り外し、
- b. 物品の搬入役務、
- c. 物品の開梱役務、
- d. 物品の集積役務、
- e. 物品の積載役務、
- f. 物品の搬出役務、
- g. その他役務。



## II.-14 その他の規定

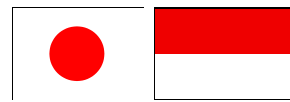


### 第53条

保税業者は税関所長の合意を得た上で、原材料あるいは製品を集積する目的で、一つ以上の敷地で保税区を持つことが出来る。



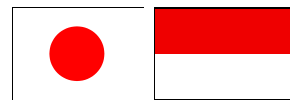
## II.-15 変更規定



特に無し。



# 最新のインドネシア情報はこちらから



## インドネシア進出サポート公式サイト <https://www.hmkt.jp/>

- インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイト(Googleトップランキング)

## インドネシア最新情報ブログ <http://blog.livedoor.jp/kojindonesia/>

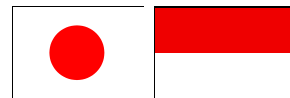
- あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介

## インドネシアビジネスセミナー <https://abji.hamazo.tv/c724863.html>

- 四半期毎に開催される一般社団法人日本インドネシアビジネス協会の会員セミナー
- 非会員でもオンライン参加が可能

## 教えて、小野先生 <https://abji.hamazo.tv/e9372595.html>

- 毎月第三水曜日7:00-8:00に開催されるインドネシアについての会員限定オンライン勉強会
- 入会金は,000円/月



ご清聴ありがとうございました  
ここからは質疑応答です